

平成17年3月31日

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 水 谷 和 生  
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)  
問合せ先 常務執行役員 酒 井 征 二  
(TEL.03-3345-1111)

## **資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却 並びに普通株式併合および1単元の株式数の変更に関するお知らせ**

当社は、平成17年3月31日開催の取締役会において、平成17年4月21日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり「資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却」および「普通株式併合および1単元の株式数の変更」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、「資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却」の件については、強制消却の対象となる各種優先株主様による種類株主総会、「普通株式併合および1単元の株式数の変更」については普通株主様による種類株主総会に付議することをあわせて決議しております。

記

### **1. 資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却**

#### (1) 目的

当社、当社子会社のミサワホーム株式会社及び当社関係会社29社は、含み損失の一扫及び過剰債務解消による財務体質の改善、並びに事業構造の転換による収益力の強化を図るべく、「事業再生計画」(以下「当社事業再生計画」)を策定し、平成16年12月28日付で株式会社産業再生機構に支援申込みを行い、同日付で支援決定、平成17年3月25日付で買取決定をいただきました。

当社事業再生計画に基づく抜本的な財務リストラ等の実施に伴い、平成17年3月期に生じる予定の欠損金の一部の補填に備えるため、資本の減少を行うものです。

また、将来の優先配当負担の軽減及び潜在株式数の減少を目的として、資本減少に伴い優先株式の無償消却を行うものです。

#### (2) 減資の要領

##### 資本減少の内容

資本の額45,249,200,000円のうち44,749,200,000円減少し、減少後の資本の額は500,000,000円といたします。

なお、払戻しを行わない無償の減資といたします。

##### 資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却の内容

- ・ A種優先株式の発行済株式の全部(58,333,000株)を無償消却いたします。
- ・ 第一回B種優先株式の発行済株式の全部(41,666,000株)を無償消却いたします。
- ・ 第二回B種優先株式の発行済株式の全部(41,666,000株)を無償消却いたします。

- ・第三回B種優先株式の発行済株式の総数41,666,000株について、100株につき92株の割合で、38,332,720株を無償消却いたします。

## 2. 普通株式併合および1単元の株式数の変更

### (1) 目的

当社事業再生計画の実行にあたり、将来の普通株式の発行済株式数の適正化を目的として普通株式10株を1株に併合しますが、普通株主様の権利に株式併合による変動が生じないよう、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式の数を、普通株式について1,000株から100株に変更します。

この結果、株式市場において当社株式売買時の利便性および流動性に変更はございません。

なお、1単元の株式数の変更については、「定款変更議案」を平成17年4月21日開催予定の臨時株主総会に付議します。

### (2) 株式併合の方法

普通株式の発行済株式総数258,259,146株について、10株を1株に併合することにより、株式併合後の普通株式の発行済株式総数は、25,825,914株となります。

なお、併合の結果1株に満たない端株を生じた場合には、一括して売却または買受けし、その代金を端数の生じた株主に端数に応じて分配します。

## 3. 日 程

(1) 取締役会決議日	平成17年3月31日
(2) 臨時株主総会決議日	平成17年4月21日予定
〔各種種類株主様による〕 種類株主総会決議日	
(3) 普通株式に係る株券提出最終期日	平成17年5月26日予定
株券提出期間	自 平成17年4月22日予定 至 平成17年5月26日予定
(4) 売買停止期間	自 平成17年5月23日予定 至 平成17年5月26日予定
(5) 普通株式併合効力発生日	平成17年5月27日予定
(6) 普通株式の1単元の株式数の変更日	平成17年5月27日予定
(7) 債権者異議申述最終期日	平成17年5月31日予定
(8) 資本減少の効力発生日	平成17年6月1日予定

(注) ・資本の減少、株式併合については、平成17年4月21日開催予定の臨時株主総会及び各種種類株主総会において、承認可決されることを条件とします。

・普通株式の1単元の株式数の変更については、普通株式の併合の効力が発生することを条件とします。また、株式併合効力発生日(平成17年5月27日)をもって、各取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

以 上